



## 田原本駅前広場 利用申込に際して

近鉄橿原線田原本駅、近鉄田原本線西田原本駅は1日延べ15,000人を超える利用者がおり、田原本駅前広場は多くの方が往来するスペースとなっています。

当機構は町内で最も多くの人が行き交う場をより活性化させるべく、「露店やキッチンカー、ワークショップ、企業PR、社会活動、イベントの開催など」を広く募集します。広場の利用をご検討の方はまずはお問合せ下さい！！

### 【利用時間】

月・水・木 9：30から18：20まで

金 9：30から20：30まで

土・日 9：00から17：20まで

利用時間は準備と片付け・清掃の時間も含まれます

※規模により当機構との事前協議がある場合はその限りではございません

※金曜日18:20以降のご利用の際は夜間料金が別途必要となります

※全プラン営利目的での利用・アルコール類の販売可

※広場の利用は警察との協議が必要になる場合がございます

### 【田原本町民夏祭り開催時】

出店時間・条件・規約に関しては警察・消防などの協議後、出店者の募集を行います。

### 【お問合せ先】

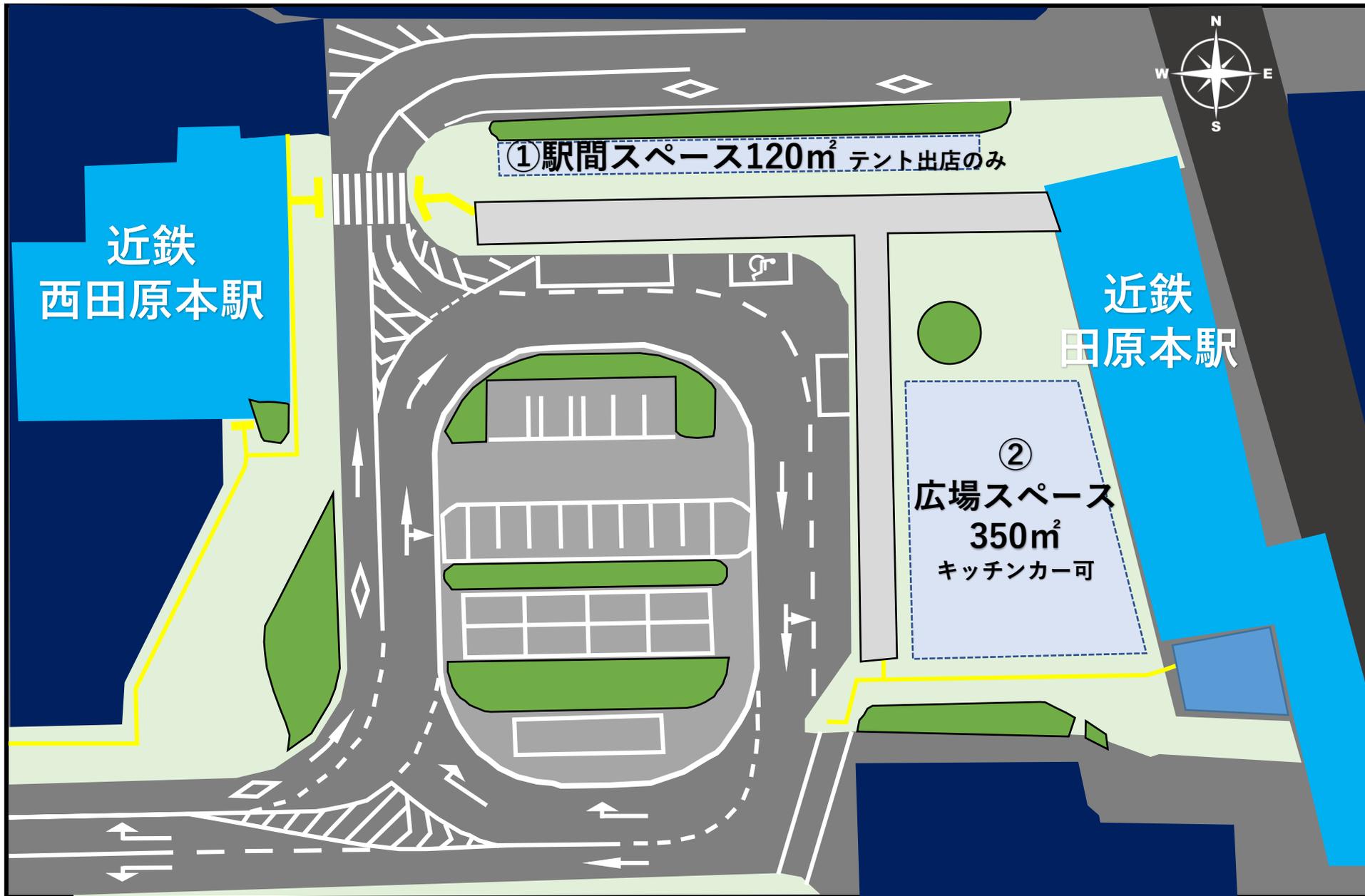
一般社団法人 田原本まちづくり観光振興機構  
奈良県磯城郡田原本町193

TEL: 0744-33-4560 (9:00~17:00 火曜日を除く)

Mail: [info@tawaramoton.com](mailto:info@tawaramoton.com)

©Tawaramoto organization of tourism and town development

# 田原本駅前広場出店可能位置図



# 田原本駅前 駅間スペース



駅間スペース  
120m<sup>2</sup>  
テント出店のみ

# 田原本駅前 広場スペース



広場スペース350㎡ キッチンカー可

# 個別出店

## 田原本駅前広場利用申請フロー【1㎡プラン・テントプラン】



1 仮予約	当機構に日時・場所・空き状況をご確認の上仮予約をしてください ※初めての利用の場合は、利用場所の見学をお願いしております
2 お打合せ	出店日程・出店場所の決定（出店は駅間スペース）
3 本予約	利用申請書・利用規約同意書の提出→利用許可書の発行
4 必要書類の提出	飲食・火器類を使用しない方・・・出店計画書のみ 飲食・火器類を使用する方 ①出店計画書 ②施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険などの控え ③簡易営業許可証、露店営業許可証いずれかの営業許可証の控え ※保険と営業許可証はその期日であれば2回目以降の利用時に再提出は不要です
5 精算	当日現金払い ※請求書での事後精算をご希望の方は事前にご相談ください

# 個別出店

## 田原本駅前広場利用申請フロー【キッチンカープラン】



1 仮予約	当機構に日時・場所・空き状況をご確認の上仮予約をしてください ※初めての利用の場合は、利用場所の見学をお願いしております
2 お打合せ	出店日程・出店場所の決定（出店は広場スペース）
3 本予約	利用申請書・利用規約同意書の提出→利用許可書の発行
4 必要書類の提出	①出店計画書 ②施設賠償責任保険、生産物賠償責任保険などの控え ③キッチンカー営業許可証（奈良県）の控え ※保険と営業許可証はその期日であれば2回目以降の利用時に再提出は不要です
5 精算	当日現金払い ※請求書での事後精算をご希望の方は事前にご相談ください

# イベント利用

## 田原本駅前広場利用申請フロー【駅間プラン・広場プラン・一式プラン】



1 仮予約	当機構に日時・場所・空き状況をご確認の上仮予約をしてください ※初めての利用の場合は、利用場所の見学をお願いしております
2 お打合せ	イベント内容・日程・出店図などを作成
3 警察へ相談	1. 主催者が、天理警察署 田原本警察 警察庁舎に開催に伴う事前相談を行う ※イベント告知は事前に警察署の同意を得てから行ってください 2. 『道路使用許可申請書…①』を提出 ※申請に2,200円必要
4 本予約	利用申請書・利用規約同意書への記載→利用許可書の発行
5 書類の提出 ※機構外	火器類を使用・・・磯城消防署へ『露店等の開設届出書…②』 飲食の提供・・・奈良県中和保健所へ『食品営業類似行為等実施計画書…③』の提出 ※イベント内容により、別途必要な申請があれば随時行ってください 保険の申請・・・イベント開催時には必ずご加入ください
6 必要書類の 提出	イベント保険の控え（施設賠償責任保険や、飲食を伴う場合は生産物賠償責任保険など） 提出済みの控え（①・②・③） イベント告知用の広告物（チラシなど） 最終の計画書・配置図など
7 精算	当日現金払い ※請求書での事後精算がご希望の方は事前にご相談ください



## その他注意事項等

### 【利用目的】

駅前広場は、物品の販売、飲食物の調理販売、興行（イベント）、社会活動、PR活動、ワークショップなどの目的で利用することを原則と致します

### 【出店の申込み】

出店責任者は20歳以上に限ります

申込受付期間は出店日の3か月前から10日前までとします

（例 出店日が5月15日の場合 申込受付期間は2月15日から5月5日まで）

### 【清掃・後片づけ】

- ・ 広場にゴミ箱はありません。発生したゴミについては使用者の責任においてゴミ箱などを設置して回収してください
- ・ 利用終了にあたり、装飾品施工及び撤去作業で発生した残材やゴミ等は、すべてお持ち帰りください
- ・ 利用終了後は利用前の状態まで原状回復して下さい
- ・ 出店後は出店スペース周辺の清掃を行ってください

### 【次に掲げるものは、田原本駅前広場の利用許可を与えないものとします】

- ・ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益となり、又はその活動を助長するおそれがあると認められるとき
- ・ 広場の管理上支障があると認められるとき
- ・ 音、振動、臭気の発生により、周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがあるとき
- ・ 出店責任者が20歳未満のとき
- ・ 宗教的活動、勧誘活動